

中国地方国際物流戦略チーム第13回部会

# 最近の港湾行政の動向

---

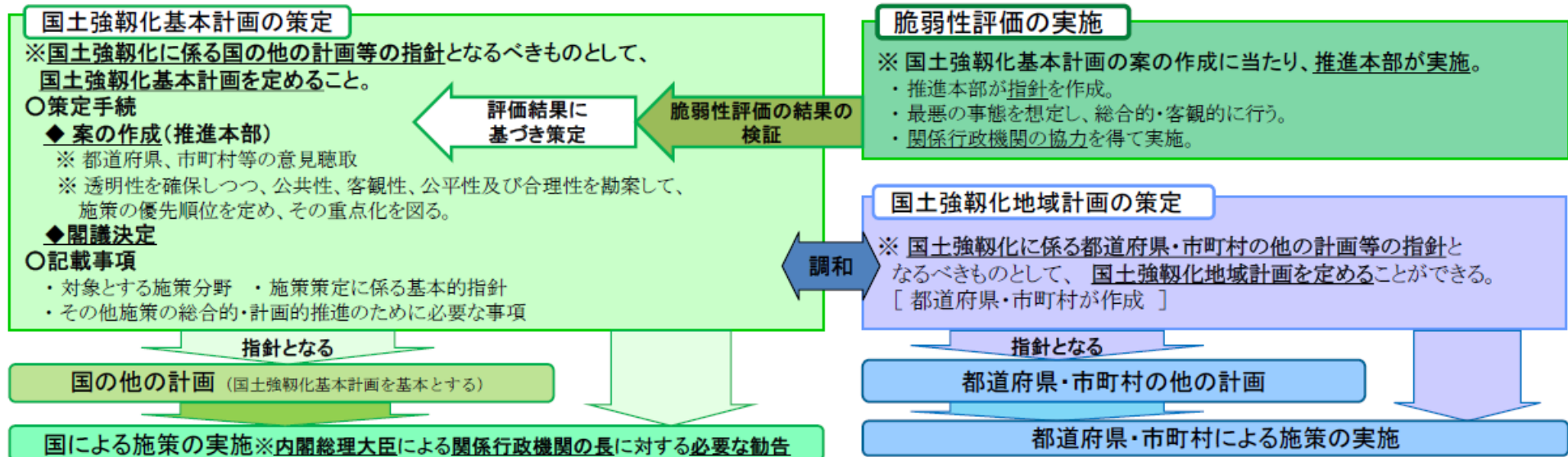
中国地方整備局

2014年3月12日

- ・2013.12.11 『強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法』公布・施行
- ・2013.12.17 国土強靱化政策大綱※決定(国土強靱化推進本部)  
※国土強靱化基本計画の基となり、国土強靱化の施策の推進、関係する国の計画等の指針となるもの

## 基本理念

国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならないこと。



## 国土強靱化推進本部の設置

※ 国土強靱化に関する施策の総合的・計画的推進のため、内閣に、国土強靱化推進本部を設置。  
【本部長】内閣総理大臣 【副本部長】内閣官房長官,国土強靱化担当大臣,国土交通大臣 【本部長】他の国務大臣  
※ 本部は、関係行政機関の長等に対し、資料提出その他の必要な協力を求めることができる。

## その他

- 国土強靱化の推進を担う組織の在り方に関する検討
- 国民及び諸外国の理解の増進

- ・2013.6.5 港湾法の一部を改正する法律 公布
- ・2013.8.1 国交大臣が障害物の除去を行うことにより啓開できる航路を定める制度等に係る改正規定 施行

## 施策の背景

- 東日本大震災の経験を踏まえ、非常災害時に港湾機能を維持するため、事前防災・減災対策が必要

首都直下地震等の発生時には、三大湾(東京湾・大阪湾・伊勢湾)において、大量の漂流物や護岸の被災等により船舶の入出港が困難となり、湾内の港湾機能が長期間麻痺する恐れ。

## 防災・減災：港湾機能の維持・早期復旧

### ▶ 緊急確保航路の指定

非常災害時において、国土交通大臣が所有者の承諾を得ることなく漂流物の除去を行える航路を指定

### ▶ 船舶待避用の泊地の指定及び開発・保全

国土交通大臣が船舶の待避のために必要な泊地として開発保全航路を指定し、開発・保全

### ▶ 港湾施設の適切な維持管理の推進

港湾管理者が民有港湾施設の維持管理状況、耐震性に関する立入検査を実施し、必要に応じ勧告・命令

### ▶ 港湾広域防災協議会の設置

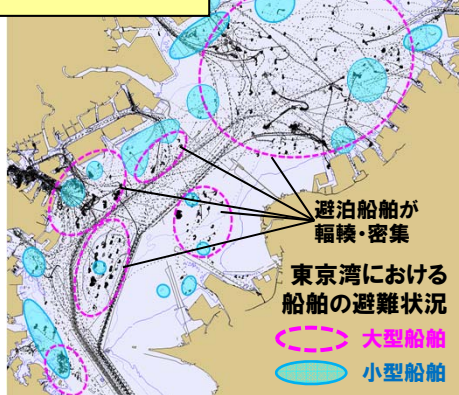
災害時の港湾機能維持のための広域的な協議会を設置

## 東京湾の航路機能の確保 (案)



## 東日本大震災の教訓

3月11日(金)  
14:00~24:00



東京湾では、大型船舶の避難場所が決まっておらず、船舶の衝突による二次災害の恐れがあった。

## 物流・産業上の重要性と災害に対する脆弱性

三大湾地域には産業・物流機能が集積(外資コンテナ貨物量の8割、LNG輸入量の8割、原油輸入量の5割等)

これらの機能が立地する埋立地において護岸等の老朽化が進行



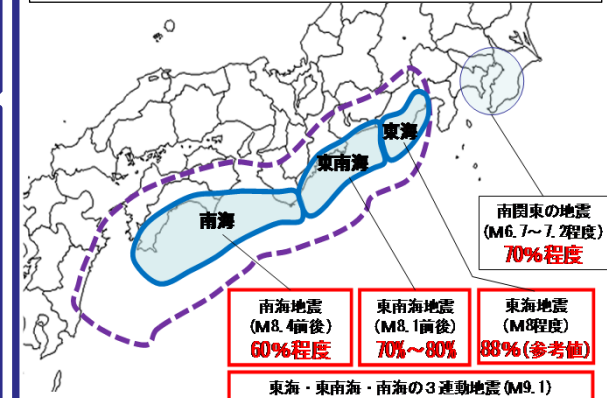
港内の航路啓開にかなりの時間を要した。三大湾地域が被災した場合には、港湾区域外まで啓開が必要であり、早期かつ大規模な啓開作業体制が必要となる。



航路沿いの港湾施設が地震によって被災し、航路が閉塞したため、船舶の入出港が困難となった。

## 巨大地震の切迫性

【海溝沿いの主な地震の今後30年以内の発生確率】



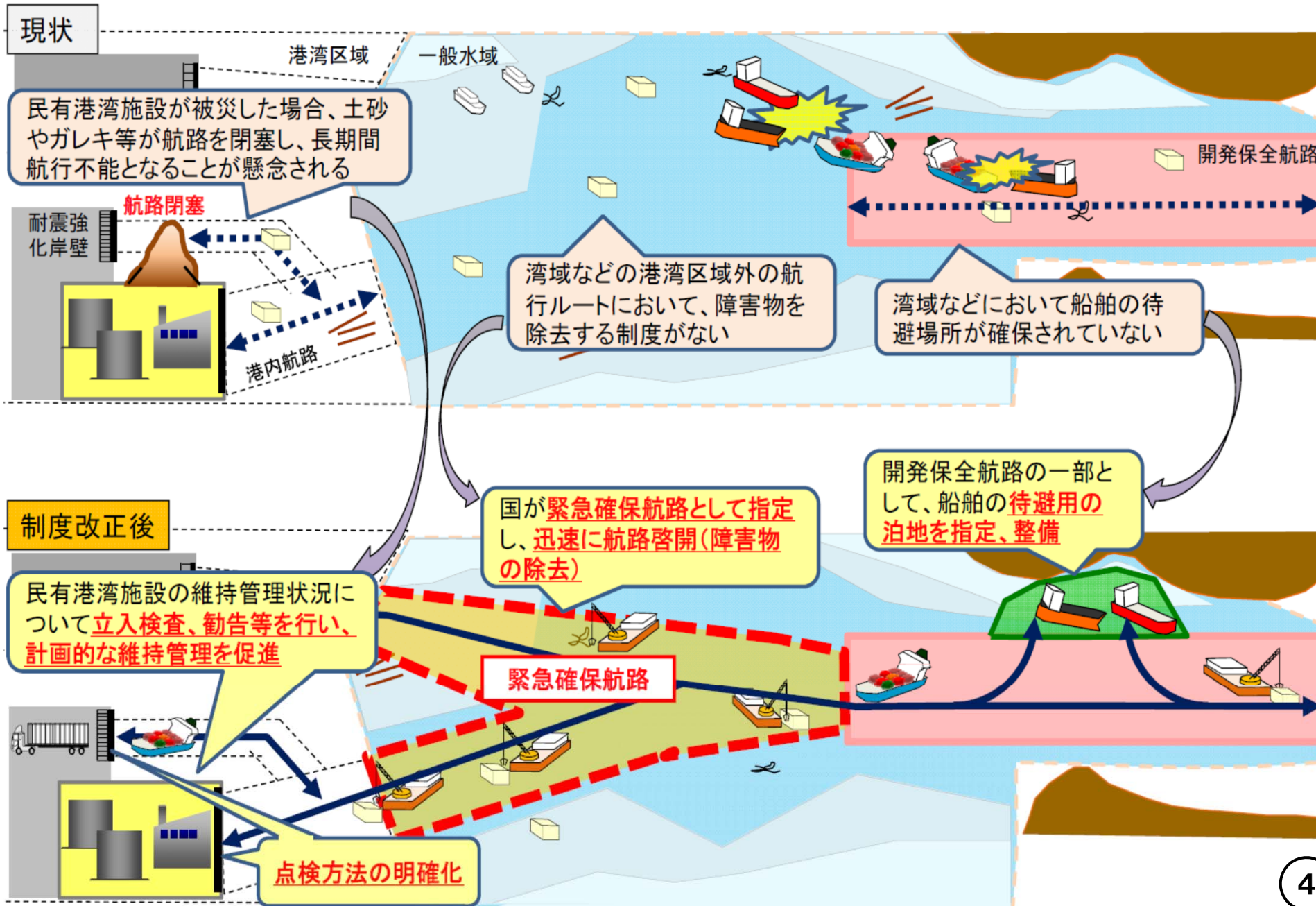
2003年の中央防災会議で提示された震源域  
2012年8月内閣府「南海トラフの巨大地震による津波高・浸水域等(第二次報告)及び被害想定(第一次報告)について」において示された震源域  
参考:内閣府資料及び地震調査研究推進本部「海溝型地震の長期評価の概要」(算定基準日:2013年1月1日)

大規模地震・津波により三大湾地域が被災した場合、地域社会に甚大な被害を与えるとともに、海上交通の麻痺によりサプライチェーンが寸断され、**市民生活や産業活動に深刻な打撃を与えることが懸念される。**

## 制度改正の基本方針

- 事前防災・減災対策により市民生活や産業・物流機能への影響を最小限にとどめるための措置
- 災害からの港湾の早期復旧を実現するための措置

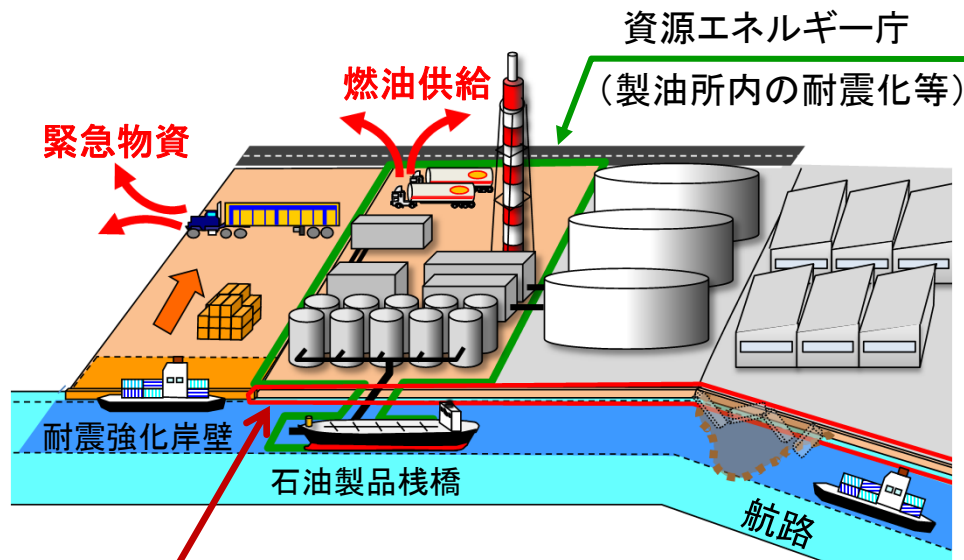
**大規模地震・津波から命と暮らしを守る**



# コンビナート港湾の強靱化の推進(H26新規制度)

国土交通省と資源エネルギー庁は、大規模地震発生時におけるコンビナートの防災・減災を図るとともに、発災後も耐震強化岸壁や石油製品の入出荷設備に至る航路の機能を維持し、緊急物資輸送や燃油供給を確保するため、以下の通り、連携し、コンビナート港湾の強靱化に取り組む。

- 国土交通省は、民有護岸等の耐震改修の促進により、災害時の航路機能を維持。
- 資源エネルギー庁は、石油製品の災害時入出荷機能強化等により、製油所の災害対応能力を強化。



## コンビナート港湾における防災上の課題

- 危険物流出や火災等により市街地にも影響が及ぶ恐れ
- 製油所等の被害により燃油供給が麻痺する恐れ
- 民有護岸等の損壊により、緊急輸送物資や燃油等を輸送する船舶の入港が困難になる恐れ

### ■国土交通省

- 民有護岸等の耐震改修促進
- 港湾BCPIに基づく発災後の迅速な航路啓開

### ■資源エネルギー庁

- 製油所内の耐震化支援
- 入出荷設備改良・増強
- 石油供給BCPIに基づく災害時の燃油供給の確保

## 災害発生時の効果

- 緊急物資輸送、燃油供給の確保
- コンビナート及び隣接市街地の安全確保

## 民有護岸等の改良に対する支援制度

【無利子貸付】(港湾法改正が必要)

○貸付率：国:港湾管理者:民間事業者 = 3:3:4

○予算額：1.5億円(国費)

○対象施設：耐震強化岸壁等に至る航路沿いの護岸、岸壁

【税制措置】(租税特別措置法改正が必要)

○税制措置：法人税の特例措置(特別償却(20%))

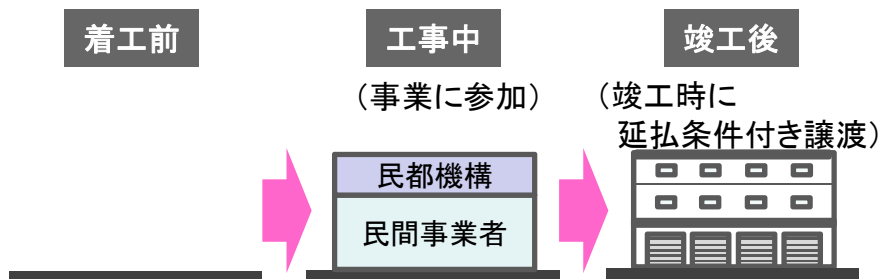
○対象施設：耐震強化岸壁等に至る航路沿いの護岸、岸壁、栈橋

○物流・産業等の機能が沿岸部に集積する港湾においては、津波等の大規模災害の発生時における避難場所の確保が課題となっているが、現状では、港湾労働者等の避難が可能な高台や避難施設が十分に確保されていない。

港湾労働者等の津波等からの避難場所を確保するため、避難機能を備えた物流施設等の整備に対する民間事業者への支援制度を創設する。(一財)民間都市開発推進機構を通じた支援制度)

### 【支援スキーム】

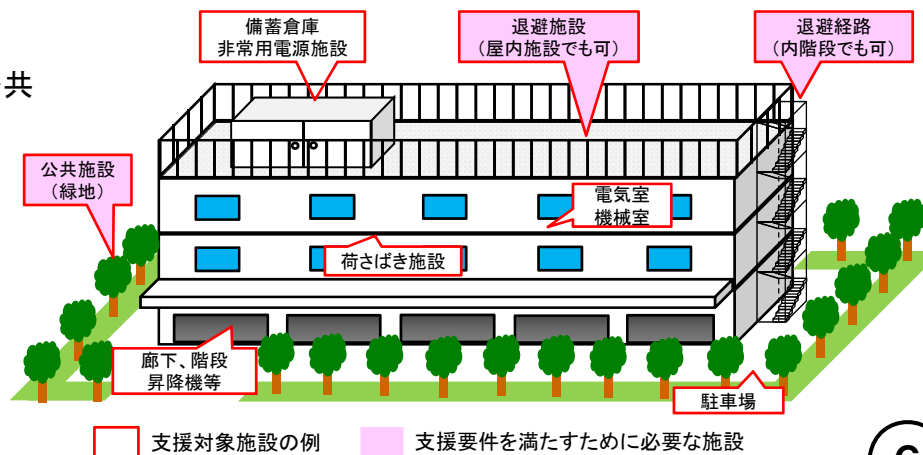
- (一財)民間都市開発推進機構が事業費の一部を負担し、共同事業者として民間事業者の実施する施設整備事業に参加する。  
施設竣工後、同機構は施設の同機構持ち分を民間事業者に譲渡し、長期延べ払いで返済(20年償還)を受ける。



### 【支援要件】 以下の支援要件をすべて満たすことが必要

- 緑地、道路、港湾における係留施設等の公共施設の整備を伴うもの
- 事業区域面積:500m<sup>2</sup>以上 延床面積:2,000m<sup>2</sup>以上
- 防災上有効な施設(退避経路及び退避施設等)を有する建築物(港湾労働者等の津波等からの一時的な避難場所としての利用に供されるものに限る。)の整備に関する事業
- 地方公共団体等が定める避難計画等への位置づけ
- 地震や津波に対する構造安全性の確保

### ○支援対象施設のイメージ(倉庫の例)



### 【支援対象施設】

- 上屋、倉庫、旅客船ターミナル、港湾業務施設等における以下の公共施設、都市利便施設、建築利便施設の3施設を支援対象とする。

公共施設	緑地、道路、港湾における係留施設等
都市利便施設	荷さばき施設、旅客待合所、旅客乗降用施設、退避施設、退避経路、備蓄倉庫、非常用発電施設、駐車場、休憩所等
建築利便施設	昇降機、共同利用部分(玄関ホール、廊下、階段、便所等)、電気室、機械室等

### 【支援限度額】

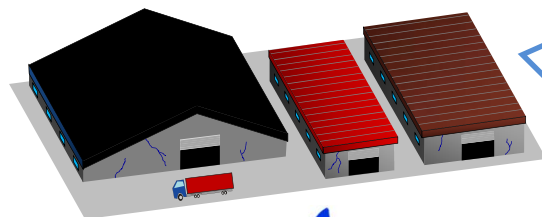
- 上記3施設の合計額又は総事業費の50%以内のいずれか少ない額

# 老朽化・陳腐化した物流施設の再編・高度化の促進

○港湾に立地する物流施設の老朽化・陳腐化が進展しており、地震等の大規模災害時には、耐震性不足による施設の倒壊や物流の寸断、緊急輸送への支障等が懸念される。また、平常時においても、敷地内の荷さばき・転回スペースが狭隘であることや、周辺道路における渋滞の発生、昨今の高度かつ多様な物流ニーズへの対応が不十分といった課題が顕在化している。

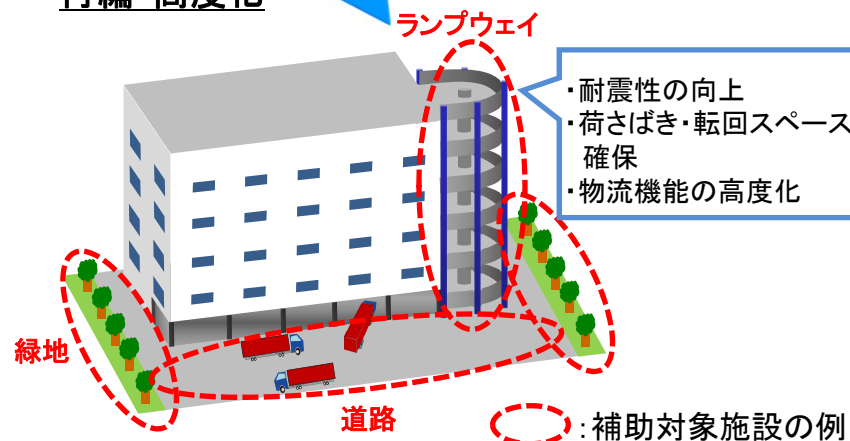
港湾における防災機能の向上及び効率的な物流網の形成を図るため、港湾に立地する老朽化・陳腐化した物流施設の再編・高度化に対する補助制度を創設する。

老朽化・陳腐化した物流施設



- ・耐震性が不足
- ・荷さばき・転回スペースが狭隘
- ・高度かつ多様な物流ニーズへの対応が不十分

複数の物流施設を再編・高度化



- ・耐震性の向上
- ・荷さばき・転回スペースの確保
- ・物流機能の高度化

## 【対象事業】

以下の要件を全て満たす事業

- 2以上の物流施設の更新を伴う、2以上の事業者による物流施設の整備であること
- 整備される物流施設の延床面積が3千㎡以上となること
- 当該港湾における防災機能の向上及び物流の効率化が図られるものであること

## 【対象港湾】

- 苫小牧港、仙台塩釜港、京浜港、新潟港、清水港、名古屋港、四日市港、阪神港、水島港、広島港、徳山下松港、関門港、博多港、那覇港

※臨港地区に限る

## 【補助対象施設】

- 物流施設の共用部(ランプウェイ、スロープ等)\*及び共同施設(道路、緑地等)

※免震機能を含む

## 【補助率】

- 1/3